平成２５年（フ）第６１号
横浜市神奈川区三ツ沢下町７番12号　フレンドコート三ツ沢401号
債務者　渡邉　光二
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６５号
横浜市中区長者町１丁目１番地　ホテルミライ303号室
債務者　仲眞　良光
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６７号
横浜市港南区東永谷１丁目13番14号　クレストミナミ102
債務者　桑原美代子
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６９号
横浜市金沢区平潟町４番15号　ストークハイツ牛尾103
債務者　呉屋　榮光
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１４２９号
東京都武蔵村山市大南２丁目146番地の６
債務者　齊藤　優子
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月27日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第６６９４号
大阪府吹田市津雲台６丁目20番Ｄ92―110号
債務者　姫田　梨沙
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月12日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３号
石川県小松市若杉町子２番地18、従前の住所
石川県小松市蛭川町甲344番地８
債務者　吉田　和美（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成25年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月19日午後２時
金沢地方裁判所小松支部

平成２５年（フ）第６２６号
神奈川県小田原市酒匂３丁目16―21―34　市営浜住宅２号棟
債務者　大城パウロ　テツオこと　オオシロパウロ　テツオ
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６２７号
千葉県野田市中里1150
債務者　左近司哲也
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６３８号
東京都板橋区志村１丁目13―３―402
債務者　白鳥　節子
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２号
東京都福生市大字福生785番地倉島アパート104号室
債務者　小岩屋綾子
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月11日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２８６号
沖縄県うるま市字安慶名196番地
債務者　比嘉　孝一
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月17日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２５年（フ）第１４号
静岡市駿河区下川原５丁目19番28号　エルディムグリーンハイツ102号、旧住所静岡市駿河区桃園町19番４号　下川原団地４棟504号
債務者　栗山　　嶺
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月17日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２３年（フ）第１８０８１号
東京都葛飾区細田４―18―18―２号、住民票上の住所埼玉県草加市手代町50―176
破産者　山賀　　信
1　決定年月日　平成25年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４５２２号
東京都大田区新蒲田１丁目15―１―209
破産者　笹藪　耕司
1　決定年月日　平成25年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９３０７号
東京都渋谷区初台１丁目51番１号
破産者　株式会社三和オープンシステムズ
1　決定年月日　平成25年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部